

特集号

広報いずも 別冊

2021年 11月号

出雲

みんなで広げよう、シトラスリボンプロジェクト

コロナ禍の今、感染対策は大切

経済対策も、もちろん大切

あと、もうひとつ「思いやり」は、もっと大切に

新型コロナウイルス感染症対策支援制度

～出雲市民の皆さま、事業者の皆さまへの主な支援制度を掲載しています～

シトラスリボンプロジェクトは、「たとえ新型コロナウイルスに感染しても、だれもが地域で笑顔の暮らしを取り戻せる社会にしたい」という願いから、愛媛県で始まりました。



Citrus Ribbon
PROJECT

かんきつ

シトラス色（愛媛県特産の柑橘系カラー）のリボンを身につけて、思いやりの気持ちを表す活動です。

たとえコロナ禍であっても、その後も、差別や偏見のない、みんなが心から暮らしやすい出雲市をめざしましょう。

最新情報は、市のホームページで
ご確認ください。



新型コロナウイルス感染症対策に係る 主な支援制度

掲載内容は支援制度の一部で、10月12日時点の情報です。
支援内容の詳細は、各相談窓口にお問い合わせください。

 こんな制度が使えるかもしれません
まずはご相談を



生活資金に困っている方（個人・世帯）		事業者	
新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 P3 住居確保給付金 P3 生活資金支援給付金 P3 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金 P3 傷病手当金 P4 緊急小口資金（特例貸付） P4		水道料金・下水道使用料支払猶予 P5 雇用調整助成金 （新型コロナウイルス感染症特例） P5 両立支援等助成金 育児休業等支援コース （新型コロナウイルス感染症特例） P5 小学校休業等対応助成金・支援金 P5 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース （新型コロナウイルス感染症特例） P5 両立支援等助成金 新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得 支援コース P6 新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇制度 導入助成金 P6 月次支援金 P6	
総合支援資金（特例貸付） P4 国民健康保険料の減免 P4 水道料金・下水道使用料支払猶予 P5 市営住宅の家賃減免 P5 市営住宅の提供 P5		事業再構築補助金 P6 「島根県新型コロナ対策認証店」 認証取得支援補助金 P6 出雲市中小企業者等事業継続支援給付金 P6 出雲市中小企業信用保証料補助金 P7 新型コロナウイルス感染症特別貸付 P7 セーフティネット資金 （新型コロナウイルス感染症対応枠） P7 飲食店感染症予防支援事業 P8	
子育て世代	大学生等	農林漁業者	
低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 P3 就学援助事業 P4 出雲市奨学金 P4 国民年金保険料の免除・納付猶予 P4	就職活動PCR検査等費用助成金 P3		
	高齢者	出雲市農林水産物販売活動支援 補助金 P7 令和3年度新型コロナウイルス 感染症対策資金 P7	
	介護保険料の減免 P4 後期高齢者医療保険料の減免 P4		

個人・世帯向け支援

給付・助成	対象	名称	支援内容等	おたすね
	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（障がい児は20歳未満）を養育し、以下の①～③のいずれかに該当する方 ＜ひとり親世帯分＞ ①公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 ＜ひとり親世帯分以外＞ ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降に家計急変し、市県民税非課税相当の収入になっている方	国 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	給付額 児童1人当たり一律5万円（条件に重複該当しても支給は1回のみ） 申請期限 令和4年2月28日	子ども政策課 ☎21-6644
	事業者の指示により休業させられた中小企業の従業員のうち、休業手当の支払いを受けられなかった方	国 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	給付額 休業前の1日あたり平均賃金の80%（上限1人1日あたり9,900円）×休業実績（日数） 申請期限 令和3年7月から9月分は、令和3年12月31日必着 令和3年10月から11月分は、令和4年2月28日必着	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
	県外に居住する学生等で市内で就職活動中の方	市 就職活動PCR検査等費用助成金	内容 県外大学生等が市内で行う就職活動の際、PCR検査等を受けた場合、検査費用の一部を助成 ※対象となる就職活動の期間：令和3年3月1日～令和4年2月28日 助成額 検査1回に対して上限1万円（1人あたり通算2回まで） 申請期限 令和4年3月31日必着	産業政策課 ☎24-7620
	休業等により家賃の支払いが困難な世帯	国 住居確保給付金	支給先 家主へ直接支払 給付額 家賃相当額（世帯人数によって上限あり） 期間 原則3か月（最大9か月）	出雲市社会福祉協議会 ☎23-3790
	休業等により生活資金に困窮している世帯	市 生活資金支援給付金	受給者 島根県社会福祉協議会の緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付を受けている世帯 給付額 貸付額の1/2（上限5万円／月、総合支援資金は借入期間に応じ最長3か月） 申請期限 特例貸付の貸付通知日から2か月間	福祉推進課 ☎21-6691 ☎21-6962
	都道府県社会福祉協議会が実施する総合支援資金（特例貸付）の再貸付が終了した世帯	国 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	給付額 単身世帯：月額6万円、2人世帯：月額8万円、3人以上世帯：月額10万円 期間 3か月 申請期限 令和3年11月30日	福祉推進課 ☎21-6691 ☎21-6962

	対象	名称	支援内容等	おたすね
給付・助成	国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者のうち、感染した又は感染の疑いにより就労できず給与等の支払いを受けられなかった方	〔市〕 〔広域連合〕 傷病手当金	〔支給額〕 (直近3か月の給与等収入額÷就労日数)×2/3×支給対象日数 〔適用期間〕 令和2年1月1日～令和3年12月31日	保険年金課 ☎21-6982 ☎21-6983
	就学援助世帯（生活保護世帯または生活保護世帯に準ずる程度に経済上困窮している世帯）	〔市〕 就学援助事業	〔支援内容〕 学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費等の支給 ※生活保護費として支給されるものは除きます。	教育政策課 ☎21-6190
貸付	休業等により一時的な生活資金が必要な世帯	〔国〕 緊急小口資金（特例貸付）	〔貸付額〕 20万円以内 〔償還期間〕 2年以内（据置期間1年以内） 無利子 〔申請期限〕 令和3年11月30日（郵送は11月30日消印分まで）	出雲市社会福祉協議会 ☎23-3790
	収入の減少や失業等により生活の立て直しが必要な世帯	〔国〕 総合支援資金（特例貸付）	〔貸付額〕 単身世帯：月額15万円以内 2人以上世帯：月額20万円以内 〔貸付期間〕 原則3か月以内 〔償還期間〕 10年以内（据置期間1年以内） 無利子 〔申請期限〕 令和3年11月30日	
	世帯の収入が減少し、高校や大学等の修学が困難となった学生	〔市〕 出雲市奨学金	〔貸付月額〕 大学生等：4万円、高校生等：1万5千円 〔申請期限〕 令和4年3月1日まで	教育政策課 ☎21-6874
支払猶予・減免	新型コロナウイルス感染症の影響により①または②に該当する方（世帯） ①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方（世帯） ②主たる生計維持者の令和3年の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかが前年より3割以上減収見込みの方（世帯）	〔市〕 国民健康保険料の減免 介護保険料の減免	〔減免となる保険料〕 令和3年度分の保険料で、令和4年3月31日までに納期限のあるもの 〔減免割合〕 (国民健康保険) 10分の10～10分の2 (介護保険) 10分の10・10分の8 ※減免額は主たる生計維持者の前年の所得により算定 〔申請期限〕 令和4年3月31日	保険年金課 ☎21-6984 高齢者福祉課 ☎21-6212
	新型コロナウイルス感染症の影響により①または②に該当する方 ①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方 ②主たる生計維持者の令和3年の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかが前年より3割以上減収見込みの方	〔市〕 〔広域連合〕 後期高齢者医療保険料の減免	〔減免となる保険料〕 令和3年度分の保険料で、令和4年3月31日までに納期限のあるもの 〔減免割合〕 10分の10～10分の2 ※減免額は主たる生計維持者の前年の所得により算定	保険年金課 ☎21-6984
	国民年金保険料の支払いが困難な方（本人・配偶者・世帯主の収入が一定以上減少した方）	〔国〕 国民年金保険料の免除・納付猶予	〔対象となる保険料〕 令和2年2月以降の保険料の一部または全部	保険年金課 ☎21-6982 日本年金機構出雲年金事務所 ☎24-0045

	対象	名称	支援内容等	おたすね
支払猶予・減免	水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方 (事業者含む)	市 支払猶予	水道料金・下水道使用料の支払猶予の相談	上下水道局営業総務課 ☎21-3511 斐川穴道水道企業団 ☎72-8215
	市営住宅入居中で急激に収入が減少した方	市 家賃減免	減免額 現在家賃と収入減少後に算出した家賃との差額 減免期間 3か月 (最長令和4年3月分家賃まで)	島根県住宅供給公社 ☎23-1591
その他	解雇等により居住している住居から退去を余儀なくされる方	市 市営住宅の提供	入居期間 3か月 (最長1年まで更新可能) 家賃 6,700円~12,300円	建築住宅課 ☎21-6150

事業者向け支援

	対象	名称	支援内容等	おたすね
助成・補助	従業員に休業手当を払うなどして雇用を維持した事業者	国 雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症特例)	助成率 中小企業4/5 (解雇なしの場合10/10) 上限額 1人1日あたり13,500円 申請期限 支給対象期間の末日の翌日から起算して2か月以内	島根労働局 助成金相談センター ☎0852-20-7029
	子どもがいる従業員に小学校等の臨時休校で特別の有給休暇を取得させた事業者	国 両立支援等助成金 育児休業等支援コース (新型コロナウイルス感染症特例)	上限額 1事業主50万円 (1人あたり5万円、10人まで) 申請期限 令和3年7月から9月分までは、令和3年11月30日必着 ※令和3年8月から9月分は、本助成金または小学校休業等対応助成金・支援金のいずれか一つのみを申請	島根労働局 雇用環境・均等室 ☎0852-20-7007
		国 小学校休業等対応助成金・支援金	助成率 10/10 上限額 1人1日あたり13,500円 ※別途、委託を受け個人で仕事する方には、1人1日あたり6,750円 (定額) が給付される支援制度あり 申請期限 令和3年8月から10月分までは、令和3年12月27日必着 令和3年11月から12月分までは、令和4年2月28日必着	小学校休業等対応助成金・支援金 コールセンター ☎0120-60-3999
	介護を行う従業員が休みやすい環境を整備した中小事業者	国 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース (新型コロナウイルス感染症特例)	助成額 休暇取得日数合計5日以上10日未満: 20万円 休暇取得日数合計10日以上: 35万円 申請期限 支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内	島根労働局 雇用環境・均等室 ☎0852-20-7007

	対象	名称	支援内容等	おたすね
助成・補助	妊娠中の女性従業員のために特別休暇制度を設けて取得させた事業者	国 両立支援等助成金 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	内容 妊娠中の女性従業員の有給休暇取得を支援 助成額 対象従業員1人あたり28.5万円 ※1事業所あたり5人まで 申請期限 対象従業員の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで	島根労働局 雇用環境・均等室 ☎0852-20-7007
		国 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金	内容 妊娠中の女性従業員が取得できる有給休暇制度導入を支援 助成額 1事業場につき1回限り15万円 申請期限 対象従業員の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで	
	①と②を満たした、中小法人・個人事業主 ①令和3年4月以降に実施された緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること ②緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月額売上が令和元年または令和2年の同じ月と比べて50%以上減少していること	国 月次支援金	給付額 令和元年または令和2年の基準月の売上一令和3年の対象月の売上中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月 申請方法 原則電子申請のみ（電子申請を行うことが困難な方は「申請サポート会場」へ相談してください。完全事前予約制） 【サポート会場】 島根県労働者福祉協議会 労働会館2階（松江市御手船場町557-7） 申請期限 原則対象月の翌月から2か月間が申請期間	月次支援金事業 コールセンター ☎0120-211-240
	新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に挑戦する中小企業者等	国 事業再構築補助金	補助対象経費 建物の建築・改修等、機械装置・システム構築費、広告宣伝費・販売促進費等 補助率・補助上限額 公募枠、事業者によってそれぞれ異なる 申請方法 電子申請のみ	事業再構築補助金 コールセンター ☎0570-012-088
	客席を設けて食事などを提供する島根県内の飲食店（喫茶店を含む） ※「島根県新型コロナ対策認証店」の認証を取得すること	県 「島根県新型コロナ対策認証店」 認証取得支援補助金	補助対象経費 基本的な感染防止や飛沫防止等にかかる設備の導入等にかかる費用 補助率・補助上限額 2/3・上限20万円（下限3.3万円） 申請期限 令和4年3月4日	島根県新型コロナ対策 認証制度事務局 ☎0570-071-357
	市内に事業所を有する中小企業者等 ①島根県飲食店等事業継続特別給付金または島根県中小企業等事業継続特別給付金のいずれかを受給していること ※島根県の給付金については、島根県のホームページをご覧ください。 ②市税等の滞納がないこと	市 出雲市中小企業者等 事業継続支援給付金	給付額 原則10万円（1事業者あたり1回）※一部例外あり 申請方法 原則郵送による申請 申請期限 令和3年11月中旬～令和4年2月中旬（詳細は今後決定）	商工振興課 ☎21-6269

	対象	名称	支援内容等	おたすね
助成・補助	県制度融資を利用した際に島根県信用保証協会に保証料を支払った中小企業者等	市 出雲市中小企業信用保証料補助金	補助額等 補助率及び補助額は、対象の融資制度により異なる 申請期限 融資実行日から2年以内	出雲商工会議所 ☎25-3710 平田商工会議所 ☎63-3211 出雲商工会(大社) ☎53-2558 斐川町商工会 ☎72-0674 商工振興課 ☎21-6572
	(1) 島根県農業協同組合、農事組合法人 (2) 漁業協同組合JFしまね (3) 農林漁業者等の組織する団体	市 出雲市農林水産物販売活動支援補助金	補助対象経費 販売促進活動にかかる経費（広告費、印刷製本費、委託料、通信運搬費、使用料及び借り上げ料など） ※従来の販売促進活動では行っていない新たな取組に限る。 補助率・補助上限額 4/5以内・上限50万円 申請期限 令和4年1月31日 ※ただし、令和4年3月31日までに事業を完了すること。	農業振興課 ☎21-6557
融資	売上が対前年比で5%以上減少した中小企業者等	国 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫、商工中金等)	限度額 中小企業：6億円、小規模・個人事業主：8,000万円 利子 一定の条件で融資後3年間実質無利子	日本政策金融公庫松江支店 ☎0852-23-2651 出雲商工会議所 ☎25-3710 平田商工会議所 ☎63-3211 出雲商工会(大社) ☎53-2558 斐川町商工会 ☎72-0674
	セーフティネット保証等の認定事業者	県 セーフティネット資金 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	限度額 8,000万円 利子 1.10%～1.25% 信用保証料 一律年0.3%（令和3年7月2日保証承諾分～）	取引先金融機関
	新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった農業者・漁業者	県 令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策資金	資金の用途 運転資金 限度額 前年または前々年と比較した年間販売額または水揚げ額の減少額または減少見込額（限度：1,200万円） 返済期間 15年以内（うち据置3年以内） 融資利率 年0.1% ※ただし、農業者はJAしまねの支援により融資実行後5年間は無利子とする。 信用保証料 農業者 年0.2% 漁業者 年0.71%～1.09% 取扱期間 令和3年4月1日～令和3年10月31日まで	島根県農林水産部 農業経営課 ☎0852-22-6201 島根県農林水産部 沿岸漁業振興課 ☎0852-22-5314

	対象	名称	支援内容等	おたすね
その他	感染症予防対策や衛生管理に取り組みたい飲食店	市 飲食店感染症予防支援事業	①感染予防対策セミナーの開催 感染拡大予防ガイドライン／感染対策のポイントの解説、実践例の紹介等を行うセミナーの開催 ②専門家による個別指導、第三者確認の実施 店舗への専門家派遣による具体的な感染予防対策の指導／第三者確認及び従業員の理解促進／既存の感染症対策取組店へのフォローアップ指導／第三者確認 ③感染症対策取組店の対策内容の見える化、利用促進に向けたPR 「withコロナ がんばる出雲のお店 感染症対策取組店」としてステッカー・ポスターの個別配付／WEBサイト及び広告等による利用促進PR	特定非営利活動法人 21世紀出雲産業支援センター ☎25-2488

その他

	名称	内容	おたすね		名称	内容	おたすね
寄附金	出雲市新型コロナウイルス感染症対策寄附金	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業に活用するため、寄附金を広く募集します。 寄附の手続方法 (1) □座振込 ①島根県農業協同組合出雲市役所支店 普通預金 0016288 ②山陰合同銀行出雲支店 普通預金 4507175 ③ゆうちょ銀行 00930-3-323293 ※いずれも口座名は「出雲市新型コロナウイルス感染症対策寄附金」 (2) 納付書による寄附 寄附のお申し出後、郵送する納付書に記載されている指定金融機関等でお振込みください。寄附金の入金確認後、「寄附金受領証明書」を送付します。 税制上の措置 寄附金の一部が個人住民税や所得税から控除されます。 ※控除を受ける場合は、寄附申出書の提出が必要です。	政策企画課 ☎21-6612	協力金	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	不特定多数の人が利用する施設で感染患者が確認された場合に、自主的に施設名を公表するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に協力した事業者等に対し、協力金を支給します。 支給額 1事業所あたり50万円	防災安全課 ☎21-6606
				支援金	出雲市芸術文化元気はつらつ活動支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している「市民による芸術文化活動」に元気を取り戻すため、入場者数を制限するなど感染予防対策を行ったうえで開催される有料の芸術文化公演に対して支援金を交付します。 対象事業期間 ～令和3年12月31日 対象者 市内で活動する芸術文化団体（学校、部活動等は対象外） 支援金額 会場の規模に応じ、1公演あたり4万円、6万円、8万円、16万円を上限として支援します。 ※市内のホール等芸術文化公演を行うための設備を有する市内の屋内施設が対象（最大収容人数が100人未満の施設やコミュニティセンター、体育館等は対象外） 申請期限 令和3年12月28日	文化スポーツ課 ☎21-6514

